

同外一件(貝沼次郎君紹介)(第二八七七号)
同(金子みつ君紹介)(第二八七八号)
同(菅直人君紹介)(第二八七九号)
同(串原義直君紹介)(第二八八〇号)
同(上坂昇君紹介)(第二八八一号)
同(佐藤親樹君紹介)(第二八八二号)
同外一件(沢沢利久君紹介)(第二八八三号)
同(清水勇君紹介)(第二八八四号)
同(新村勝雄君紹介)(第二八八五号)
同(土井たか子君紹介)(第二八八六号)
同外一件(島居一雄君紹介)(第二八八七号)
同外一件(中村巖君紹介)(第二八八八号)
同(中村茂君紹介)(第二八八九号)
同外一件(早川勝君紹介)(第二八九〇号)
同日笠勝之君紹介(第二八九一号)
同(水田稔君紹介)(第二八九二号)
同(森田景一君紹介)(第二八九三号)
同(数仲義彦君紹介)(第二八九四号)
同(山下八洲夫君紹介)(第二八九五号)
同外三件(吉井光昭君紹介)(第二八九六号)
同(安藤巖君紹介)(第二八九七号)
同(石井郁子君紹介)(第二八九八号)
同(岩佐恵美君紹介)(第二八九九号)
同(浦井洋君紹介)(第二九〇〇号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第二九〇一号)
同(金子満広君紹介)(第二九〇二号)
同(経塚幸夫君紹介)(第二九〇三号)
同(工藤晃君紹介)(第二九〇四号)
同外一件(児玉健次君紹介)(第二九〇五号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第二九〇六号)
同(柴田睦夫君紹介)(第二九〇七号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第二九〇八号)
同(田中美智子君紹介)(第二九〇九号)
同(辻第一君紹介)(第二九一〇号)
同外一件(寺前巖君紹介)(第二九一一号)
同外一件(中路雅弘君紹介)(第二九一二号)
同(中島武敏君紹介)(第二九一三号)
同(野間友一君紹介)(第二九一四号)
同(東中光雄君紹介)(第二九一五号)
同(不破哲三君紹介)(第二九一六号)

同(藤田スミ君紹介)(第二九一七号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第二九一八号)
同(正森成二君紹介)(第二九一九号)
同(松本善明君紹介)(第二九二〇号)
同(村上弘君紹介)(第二九二一号)
同外一件(矢島恒夫君紹介)(第二九二二号)
同(山原健二郎君紹介)(第二九二三号)
同(近江巳記夫君紹介)(第二九二四号)
同(坂口力君紹介)(第三〇二一号)
同外四件(沼川洋一君紹介)(第三〇二三号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇二四号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇二五号)
同外一件(吉浦忠治君紹介)(第三〇二六号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇二七号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇二八号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇二九号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇三〇号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇三一号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇三二号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇三三号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇三四号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇三五号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇三六号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇三七号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇三八号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇三九号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇四〇号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇四一号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇四二号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇四三号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇四四号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇四五号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇四六号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇四七号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇四八号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇四九号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇五〇号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇五一号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇五二号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇五三号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇五四号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇五五号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇五六号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇五七号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇五八号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇五九号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇六〇号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇六一号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇六二号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇六三号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇六四号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇六五号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇六六号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇六七号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇六八号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇六九号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇七〇号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇七一号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇七二号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇七三号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇七四号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇七五号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇七六号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇七七号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇七八号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇七九号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇八〇号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇八一号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇八二号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇八三号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇八四号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇八五号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇八六号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇八七号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇八八号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇八九号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇九〇号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇九一号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇九二号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇九三号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇九四号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇九五号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇九六号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇九七号)
同(吉浦忠治君紹介)(第三〇九八号)
同(森本晃司君紹介)(第三〇九九号)
同(春田重昭君紹介)(第三一〇〇号)

本日の会議に付した案件

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出第七号)

○中西委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。

これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。野口幸一君。

○野口委員 まず、同県選挙区の出身議員といたしまして、宇野総理の御就任を心からお喜び申し上げます。

ただ残念なことに、この数週間、総理の周辺をうかがいます報道は多事多難にわたり、非常に心配がかりなものがござります。正直申し上げまして火中のクリを拾うという感じで、何と申しますか、みずからその政治生命をかけてこの責任ある地位につかれたのでありますから、私は心中ひそかに期するものありという期待をいたしております。

日ごろのいわゆる宇野節がちょっとさえないませんが、どうか今後もこの難局を乗り切っていただきたい、国民の政治不信が最高に達している今日にありまして、目をみはるような政治改革、口先だけの言葉ではなく、男一匹宇野宗佑の真骨頂を示す政策、すなわちリクルート問題のけじめを初め、将来にわたる政治のあり方等について、総理の年来的政治理念とともに聞かせいただきたい、これをまず伺いたしたいと思います。

○宇野内閣総理大臣 同県のみで野口さんから温かいお言葉をいただきました。感動いたしました。

私も、異常な決意でこのポストをお預かりいたしました以上は、ただいま申されました諸種の問題に關しまして、不退転の決意で臨みたいと思っております。

特に私は、もう今さら説明するまでもなく、リクルート事件というこの最も忌まわしき事件、政界にも大変なショックを与え、また社会的にもショックを与え、言うならばこの根絶のためにいうことで私は就任をいたしました。それだけの決意と、そして私はこれに対処する一つの哲学、そうしたものを持たなければならぬ、かように感じておる次第でございます。まず、我々の声ではなくして、前内閣の竹下総理がやはり深い反省のもとにこの問題に取り組もうとされました。私たちもその後を継いだわけでございますから、やはりリクルート事件には私は深い反省を持ってま

ず臨まなければならない、かように考えております。

そのためには今後政界はどうすればいいかというところで、有識者会議というものを竹下前総理がつくられてまして、その方々の御提言をちょうだいされました。やはりこれは、有識者で我が国の声を代表する方々で、しかもこの事件に対して今後政界はかくあるべしというみずからなるそうしてお気持を吐露していただいた提言で、私はやはりこれは大切にしなければならぬ、こう思うのでございます。私が思うというよりも、この提言を私は尊重したい。

与党である自由民主党も深い反省をしなければなりません。その自由民主党も、この提言を中心といたしまして、政策中心であったその政治姿勢、その政策というものが今後大切だが、政策遂行によって政治の信頼を回復するということを考えた場合に、これぐらいの大改革をしなくちゃならぬ、こういうことで、いわゆる政治改革大綱というものを後藤田さんを中心にこしらえていただいております。だから、私はこれは表裏一体をなすものであると思っておりますが、やはり総理大臣といたしましては第三者の声の有識者提言、こうしたことを中心に考えるべきである、こういうふうに思っております。

したがって、七つの提言がござりますが、その七つのうちの三つは内閣がやるべき仕事でござりました。それはもう既に御承知のとおり、閣僚は財産を公開せよ、そのほかについては「随より始めよ」でございますから、もう既に実施に移しております。

したがって、残るはあと四つでございますが、この四つの中には、金のかかる今日の政治体系というものを、かからないようにしなくちゃいけない、これが有識者の提言でございますから、ひとつこれをまとめるとするのならば、選挙法の改正と政治資金の改正と、それから各国会議員の方々に及ぶ財産公開を含んだ倫理綱領に基づいた一つの改革案、こうなるんじゃないかと私は思いますが、先の二つに關しましては、いろいろと御批判がございまして、とりあえずこの国会に出してあります。したがって、入る場合の政治資金をもっとガラス張りにするということがございます。それが中心になっております。パーティー券に關しましては相当強い制限が付けられ

ております。出る場合、我々が冠婚葬祭でどれだけ金がかかるか、そういうような全国的な声も集めまして、そうした出る場合も相当な規制が加えられ、なおかつ罰則規定がついておる、これは今日まで見られないところでございます。

こうしたものが既に与党案ではございますが、出ておられますから、過般来、私は、もう既に七つのうちかくのごとくに先の三つ、後の四つはこうした形において今もう目の前にある、この目の前にあることをひとつ国会において御審議賜つて、さらに与党、野党の力を合わせ、知恵を合わせて、もっとも磨きのかかった法案にするのなら、そのようにしていただきたい、かように私はお願いしておる次第でございますので、この点におきましては、一応緊急的な七つの提言に關しましては、もう目の前で後の四つは今実現されようとしておる、こういうふうな状態でございますし、ぜひともそうした法案に關しまして、与野党のひとつ慎重なる御審議、また果敢なる御採決、こうしたものを仰ぎたい、こう思っております。

そのほかにもいろいろございしますが、私、随分まじめに答えていくつもりでございますが、何かしゃべっているばかりで実行が伴わぬじゃないか、こうおっしゃるのですが、七つのうちもう既にそこまで来ておるといふことは国民の方々にも知っていただきた、かように思う次第でございます。

○野口委員 承りましたが、それでは、まず、今のような課題は初めて出てきたものではなくて、この前の田中総理の後にありました政治倫理の改定の問題もわかりであります、今日までたびたびその話が出てきておるのでありますけれども、実際、実行されていらない、効果が上がっていない、再びこういう不祥事が起こったというふうなことであります、なぜこのようなことが守られてこなかったのか、その原因は一体何だったのか、総理どう思われますか。

○宇野内閣総理大臣 今、私は七つの提言のお話をしましたが、確かに野口委員がおっしゃいます

とおり、もっともと深いメスを入れなければならぬところもある、かように私も思います。

試みに有識者提言の中を私も精読をさせていただきますが、政官財の構造的癒着、こうしたものがありはしないかという国民の多くの疑念が寄せられておる、こういうふうに書かれてあります。

いろいろ考えますと、リクルート事件はまさにそうしたことを考えさせられる一つの事件ではなからうか、かように思います。したがって、やはりすべての面において、私たちは国民からそういう構造的な問題があると御指摘あらば、この構造的な問題にメスを入れることも必要ではなからうか。政界がとにかく金がかかる金が必要と云うから、そのすきをつねねらつて、では金を差し上げましょうというふうな人が出てきた、あるいはまた、自分たちが随分と規制がある、あるいはまたいろいろ取り締まりがある、その取り締まりや規制を抜けたがために官界に接触した方がい、こういうふうな面もあつたかもしれない。だから、今日の社会というものは非常に近代化された社会でございますから、明治以来ずっと守つておるような規制というものをどんどん外し、あるいはまた認可、許可、こうしたものを外し、国民の本當の発想によつてどんどんと仕事ができるようにすることが必要だ。そこに古めかしい、あるいは旧態依然たる規制があつたり許可認可があると、どうしてもそれを突っぱねなければならぬという心がある、あるいは心なきよこしまな人に見えぬかもしれない。私もどといたしましては、そうしたことが多くの国民から、政界、官界あるいはまた財界の構造的癒着があるのではなからうかと指摘されている面であらうと思ひます。

だから、そういう面からは、やはり国会のみならずもお互いにひとつ協力いたしましてメスを入れたものである、その先頭に立ちたい、私はかように申し上げておるわけであります。

○野口委員 言葉は多いのですけれども、具体的なものがお聞かせいただけないので残念です。

私は、まずはこのリクルート事件等を見ましてよく考えますのは、今さらながら、この政官財の癒着というところについて構造的なものである。それにやはり総理として、これだけは断ち切らなければならぬという問題があるのではなからうか、そういうたものをつつ拾つてみてはどうかという気がしまして、まず考えてみました。

それは、政府高官の天下りの問題であります。官界から、財界あるいは民間にいわゆる天下りと称せられる就職状況を見ますと、昨年は三十人ばかり減つております。減つたのはいわば日本国有鉄道関係の部分が大部分減つたという理由もあるようでありまして、依然として昨年は二百三十三名、しかも会計検査院に始まりまして各省庁、非常に多くの方が民間にいられたわけでありまして、これは必ずしも全部が全部いわれる癒着の悪たものであるというところは言い切れませんけれども、少なくともこの問題がなぜ今まで起こつてきたかというのを考えてみますと、やはりお互いに利便、利益というものがあればこそ、そこに高い月給で抱える体制というものが当然受け入れ先となる企業等に生じてくるわけでありまして、例を挙げますと、一番多いのは残念ながら大蔵省、六十三年度五十名、六十二年度は五十三名であります、五十名になつております。その次に多いのが郵政省の二十八名、それから農林水産省の二十七名等々、合計二百三十三という数字が実は上がつております。

これに対する規制、「官利企業への就職制限制度について」という人事院の規制を就職制限に対する服務規律の一つとして示されておりますが、この「承認審査のポイント」が、私から言わせると非常に甘い。「離職後一年以内に「国の機関と密接な関係のある官利企業の地位」に就く場合であり、これ以外に承認を要しない。」といううことになつておるわけでありまして。

政官財、またその中に介在するいわゆる官僚の諸君の天下り問題というのはこういう機会に改正をしなければならぬ、もっと縮小しなければならぬと私は思ひますが、総理の御見解を伺いたいと思ひます。

○宇野内閣総理大臣 天下り問題に關しましては、今おっしゃいましたように、人事院の審査を経るとか、あるいはまた職業選択の自由があるが、公務員に關しましてはがらと一つの制限を設けておるとか、いろいろございまして、したがって、そうした面にも構造的癒着の温床がある、こういう御指摘だらうと思ひますが、これに關しましては、十分今後にもさらに考えていきたいと思つております。

特に、私たちもこの間閣議でも決めたのですが、言葉多く具体例なしと野口さんおっしゃいましたが、相当決めているのです。例えば講演を求められる、講演はよろう、しかしながら、よほどそこを考へてほしいし、私企業よりもできるだけ連合体とか組合、そうしたところがよからうが、例えば、お行きたらなくても法外な報酬を得る、そうしたためです、これはひとつ我々としても自衛をしなければならぬ。また、企業からあるいは組合から秘書を借りたりあるいは自動車をお話も国会で話題になりました。そうしたことも我々としては将来検討して考えていかなければならぬ。したがって、企業と私たちの関係というものは、そうした面においてもすきととした一線を引いておくべきであらうと私は思ひます。

確かに、経験者たる公務員の就職に際しましては、今のでいいかというお話もございまして。現在もしつかりやつておるわけでございますが、やはり天下りというものは感心しないというふうな気持ちには、野口さんが恐らく国民の気持ちを代表されて申されたと思ひます。今後こうした問題に關しまして、十二分に国民の声にこたえるよう、さらに厳格さというものを私にいたしましてもちたい、かように思つております。

持ちがあるのも事実であります。今言ったとおりであります。

したがって、全部が全部これをゼロにするというところは難しいことであるかも知れませんが、せめて、やはりこの天下りと言われるものについては、それぞれば経験をした、官公庁において自分が習得をした技術、あるいはまた修練をした理念というふうなものに基づいて生かしていくというところでありますから、それまた決して一〇〇%だめだというわけではありませぬけれども、ややもすればそれが民間と官との許認可の問題だとか、あるいはまたその他の悪弊を生み出す原因にもなる。

このことから考えますと、やはり基準というものはもつときつとして、そして就職をするに当たっても何らかの規制をきつと決めておかなければならぬ。今ここにあります人事院のこの服務規律の一つのように、掲げてあります「営利企業への就職制限制度について」という文書だけではいささか心もとない。これは何とか時間をかけて、この問題についても今日のこのように事態を迎えて自戒をしてもらわなければならぬ、これはひとつ総理お約束をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○宇野内閣総理大臣 天下りというものの表現自体に国民が非常な反感を感じていらっしゃることは、私も地方にも随分長くいたわけですから十分痛感しております。しかし、一方におきましては、そうした経験豊かな方が、確かに我が国の企業において大変な改革をしながら産業のために貢献されたというお話を聞いております。そう言う、と、すぐに後ずさりだというふうなお話になりませんが、私は、事実として認めるところは認めなければいけない。しかしながら、その就職に際してはやはり厳正な立場が必要だ、これは野口さんの言われるとおりでございますから、私は、そうした意味において今後対処していきたい、かように考えます。

○野口委員 その問題はまだ少しく時間がかかるでありますけれども、今申しましたように、

こういう時代でありますから、規制面といいますが、それはもちろん就職をする人の心構えにも関するものではありますけれども、今総理が言われたことを旨として、それぞれの関係省庁でもってこの問題について善処をされるよう、特に要望をいたしておきたいと思っております。

さて、中国情勢の問題について若干申し上げたいと思うのです。

御存じのように中国ではこの一カ月、私ども本心に心の痛む問題が連続してまいりました。きのう、きょうのニュースによりますと、一応表面的にと申しては失礼かも知れませんが、鎮静化をしつつあるというところでございますが、在中の商社もぼちぼち帰ろうか、帰ろうかというのはいくつ一運行こうかというところでございますが、中国へ行こうという動きも出ておるようでございます。

文革が正常化するのに約十年かかりました。この問題が本当に根底から直るというには相当時間がかかるだろうと私は思うのであります。この間における我が国の外交の課題として、どのように中国をこれから見詰めていかれるのか、まずその指針をお聞かせいただきたい。

〔委員長退席、衛藤委員長代理着席〕

○宇野内閣総理大臣 混乱の後日本と中国の間は一応正常な関係にあります。これは、我々といえども、今後そうした関係をもちながら一日も早く中国が平和化されるよう、さらには、いねがわくは国際的に孤立化されないよう、これが願ひであります。もちろん、その間におきましては、国民に銃口を向けた、これはけしからぬ、人道上許容の範囲を超えるものである、寛容でないというふうな私たちの気持ちは既に東京在住の中国大使にお伝えしてございます。だから、よき隣人として私たちは常にアドバイスをしなくちゃならない、こういう立場は今後も持続していきたいと思っております。

しかし、今野口さんがおっしゃったように、いろいろこの間の中国との関係におきましては、昨年ちよりど日中平和友好条約を結んで十年目ござ

いますが、本当にその間において日中双方が努力したことは事実でございます。政府だけではなくて、国民すべてが努力してよい関係を結んだ、かように思います。したがって、やはりいろいろな経済問題がございまして、この間は、ああいう混乱がございまして、とりあえず生命の安全を保障しなくちゃならぬというので、我々政府といたしましては、まずそのことを念頭に置きまして、どうにか四千名近い方が希望どおり帰られた、これは非常にうれしいことでございまして、落ちつくに従って、ひとつまた中国へという気持ちも当然出てくることであらうと私は思います。

かつて、私たちは次のように申しています。日本には資金があり、日本には技術あり、中国には労働力あり、中国には資源があり、この二つのものをお互いに友好的にひとつ活用しよう、こうした姿勢に私は今後も変わりはございません。

○野口委員 それでは、現在のいよいよゆるゆる中国に対する円借款の問題、今後どのように対応されていくのか。また、さきに竹下総理が訪中された際に約束されてまいりました八百億圓、増額する九〇年以降の問題の実行時期等についてはどのようなお考えか、まず伺いたい。

○松浦政府委員 中国に対します経済協力につきましては、基本的には今総理がお話しされました中国に対する基本的な姿勢に基づいて私も進めてまいりましたが、今後の方針に關しましては、御案内のように現在援助関係者が引き揚げております結果、いろいろな案件が事実上中断している状況にございます。

したがって、私どもは事態の推移を今注意深く見守っておりますけれども、これらのプロジェクトに關しましては今後事態が完全に平穏に復した際には協力を続けてまいりたい、こう考えておりますが、先生御質問の第三次円借款を含めました今後の対応につきましては、今総理から全般的なお話ございましたけれども、私どもは中国情勢の落ちつく先をよく見て、さらには国際的な

動向も見守って慎重に検討してまいりたい、こういふふうに考えております。

〔衛藤委員長代理退席、中村(正三郎)委員長代理着席〕

○野口委員 総理に伺いますが、中国とアメリカの関係が非常にまた私どもと違った観点で悪化をしていような感じがございまして、アメリカ側から我が国に対して、中国関係についていささかなりともいろいろな話が出てくるのではないかと、こういう懸念があるわけでありまして、そういうものに対してどのようなお考えをお持ちですか。

○宇野内閣総理大臣 中国の天安門の大混乱のときに努めて私は慎重を期しました。それはやはり隣国だからということでございまして。したがって、アメリカと中国の関係とはまた違ふといふのが私の脳裏にありましたし、同時に、先ほどちょっと触れましたが、在留邦人八千三百人いらっしゃる、この方々の安全を期するというのも必要である、こうしたことで慎重を期しました。

その間、アメリカはアメリカ流の民主主義によりましていろいろと声明等々を発せられたのでございまして、これがいたくアメリカと中国との関係悪化というものの一つの原因になったやに私は承っております。だから、アメリカとも我々は親友でございますし、特にブッシュ大統領はかつて中国の大使をお務めになった、そういうことの経験もあるお方でございますから、我々といいたしまして、ひとつ同盟国であるアメリカと中国が、混乱前の状態に返っていただくよう双方が御努力賜って、また私たちもその間にあってそうした努力も怠つてはならない、かように思います。ただ、ややもすれば、経済大国日本に対しては、日本がいろいろと甘いのは、恐らく金もうけをしてしまふのではないかと、いふふうないろいろな話飛び交うわけですが、私は、決してさうではない。先ほども政府委員が答へましたように、また竹下総理も隣国であるという立場において、そして経済協力を続けておるわけでございますから、やはりそうした面も正常に動いていくと

いうことをいねがっての私たちの気持ちであつて、日本が何もかも経済ばかりを念頭に置いてやうっているという国ではありません、お互いに信義と信義というものを通じましての国交、その高まりを私たちも考えるということでございます。

○野口委員 それではそのようにお願いをいたしておきますが、最近アメリカが日本に対しては対中国政策の変更を求めたいというような消息筋の話もあり、やはりアメリカはアメリカであり日本は日本であるという立場を堅持して対応していただきたい、これは総理もたびたび言っておられますから間違いないことだと思ひますが、よろしくお願いをしたいと思ひます。

それから、もう一つ気になります昨今のニュースで、いわゆるドル高・円安の問題でございます。それに加えて輸入原油価格が非常に高騰してまいりました。物価に対する影響が非常に心配されるのであります。きのうもニュースを見ておきますと、当面これによって電力・ガス料金等の値上げは考えていないというふうなニュースも報ぜられておるようでありますが、これに対して政府がどのように考えておられるか。

また加えて、この円安という問題は単に日本の問題ではなくて、日米両国の貿易関係の黒字問題の解消にも大きな問題があるわけでありまして、果たしてドルの価格あるいは円の価格、希望価格と言つたらおかしゅうございしますが、両国のために安定的な価格というのの辺が望ましいのか。それで、安定するためにはどのような対応を、今もやっておられますけれども、さらにやってもならなければならぬと思ひますが、どのような形で今後これに対応していくか。それから、輸入原油価格の高騰の物価に係る部分について、どのようにして対応を、対応を考えておられるか、ひとつその辺をお伺いしたいと思ひます。

〔中村(正三郎)委員長代理退席、大島委員長代理着席〕

○村山国務大臣 このところ為替市場はドル高の方向に動いておりますが、それを見ております

とやはり思惑的な要素が非常に多い、こう思つておつたのでございます。しかし、きのうのニューヨーク市場では流れがずつと変わつてきて、相場だけ申し上げますと、きのうは東京の終値が百五十一円三十銭です。ところが一転いたしまして、ニューヨークで流れが変わりまして百四十六円、ここで一挙に五円くらい円高の方に振れておるわけでございます。きょうは、これを受けまして、東京市場、九時半の市場が開いたときは百四十五円二十銭、十時現在の相場が入つておりますが、百四十四円八十銭、これは大変な思惑的な相場であると思つておるわけでございます。

もとより為替相場の乱高下というものは、あらゆる国にとつて最も悪い、経済の安定にとつて困ることと言つてもございせん。我々は関係諸国と協調しながら乱高下を抑えていく、これはG7の基本的な方針でございますので、今それを実行しているところでございます。

相場がどうなるかという問題につきましては、市場の問題でございますので一概には申し上げられせん。ただ、物価にどういう影響を与えるかということは、言うまでもございせんけれども、輸入物価の高騰を通じて、あるタイムラグを伴つてその何割かの割合で必ず消費者物価に影響が来るわけでございますので、我々はこれからは注視していかなければいかぬ、適切な手を打つておるわけでございます。また、この問題は国際的なインバランスの解消にも決していい影響を与えないわけでございますので、引き続き各国と協力しながらこの乱高下を抑えてまいりたい、こう思つております。

○野口委員 原油価格は。

○坂本(吉)政府委員 お答え申し上げます。

原油の値段につきましては、昨年の末に底になりましたのでございすけれども、ことしの一月以来かなり急速な上昇傾向を示しているのは御指摘のとおりでございます。

ただ、この背景は、世界的な石油需要の強さが

非常に大きな要因でございます。それから、供給サイドでOPECが相当結束が乱れておりましたのでございすが、昨年の十一月に、余りにも値崩れが激しいものでございすから再びサウジアラビアを中心として結束を強めようというのが一つの背景になっております。一月から四月ぐらいまでは、私も日本に入着いたし原油は主として中東のドバイのスポット相場を見ておるののでございすけれども、スポット相場で大体十六ドルを超える程度まで急速に上がったのでございすが、その背景には、三月の半ばと四月の半ばにアラブス及び北海で起こりました原油の事故というところもございす。この五月、六月に入りましてからスポット相場はやや落ちつきまして、十四ドル強ぐらいのところまで下がりました。ついでに六月の五日に始まりましたOPECの通常総会におきまして、下期に向けて生産量を拡大するということを決めました。さらにことしの下期の第四・四半期につきましては、さらにこれを五十万たり百万引き上げるべく検討するところまで決めております。

したがしまして、私も軽々な見通しは避けざるべきではあると思ひますが、堅調ではございすが、現在のレベルの原油価格が今後それほど急騰するといふふうには現在のところ思つていないというのが実情でございます。

○野口委員 わかりました。

時間がだんだんなくなつてまいりましたのでちょっとはしりまして、今回の税制改革問題を振り返つて申し上げてみたいと思つております。

私は、今の政治の不信が起る一つの要因に、もちろんリクルート問題があるわけでありすが、もう一つの原因に、消費税問題は欠くことのできない問題だと思ひます。もう少し深く考えてみますと、私は、そもそも政府も本音の話をしなければならぬのに本音の話をなさなかつた、我々の方も目先のことだけ物を言つて将来的な展望についての議論が欠けていた、それがために国民は本心に混乱をし、かつまた消費税そのもの

けに目を向けた批判というものが集中をしてきていふれば、もちろん私は考えなければならぬと思ふのであります。

確かに、正直申し上げまして、付加価値税を採用するといふ土壌は私はできつつあると思ひます。昭和二十六年に所得格差が五・八倍であつたのが六十一年に二・九まで下がつてきていたといふこの現実を見ますときに、一定程度の定率間接税制を取り入れるといふことは決して私は悪ではないと思ひますけれども、しかし、ただそこに至るプロセスが私は間違つていたと思ふのであります。

たがたび私も申し上げましたが、そもそも抜本的税制改革は何のためにやるかというところは、財政再建のためにやるのです。ところが、それは全くそれに触れられないでいこう、通り抜けようといふ。だから、昭和五十四年のこの国会決議を振り返つてみて、こういう決議をしたけれども、現在の情勢は国債残高はことしの場合は百六十二兆円に達すると言われている、その他の債務も一切合財入ると大体二百兆にも及ぶと言われている、これをどのような形で今後処理をしていくか。

もちろん四条件の中身は、社会資本もあるわけですから後世の人も享受を受ける部分もある、何も私たちの世代で全部返さなくちゃならないという問題ではないかも知れない、その分離も必要だ。だから、どの辺のところまではこの残高を減らしていくという姿勢を続けなければならぬだろう。高齢化社会の問題もある、将来の福祉ビジョンもある、こういうことも全部含めて将来像というものを明らかに、できる限りの今日の知恵を絞つて描き出して、増税なら増税はやむを得ない、国民負担につながるのにはやむを得ない、これを赤裸々に政府がお出しになつて、それこそ国民に信を問うてこの税制改革に当たるべきであつた。

そうして、今日の直接税の中にありますところの不公平、不公平と言われる部分あるいはまた徴

税に対するクロヨンとかトーゴサンとか言われる徴税のあり方、捕提のあり方の問題につきましても含めまして改めて、総合課税制度というものを取り入れ、そして納税番号というものをこれまで取り入れ、そして後にあって間接税の取り入れというものを国民に理解を求めていく。私は、こういう形をするならば今日のような混乱は起きなかったのではないかと思っております。

何か財政再建というのには、ちょっと格好のいい「増税なき財政再建」、それからニュートラル方式、私はこんなうその税制改革はないと思うのです。プラス・マイナス・ゼロだったから税制改革なんかする必要はないですよ。何とかして増収しなければならぬと思うから税制改革をするのじゃないですか。それを、プラス・マイナス・ゼロでやるのでありまして、やはり増税しなければならぬときは増税。きのうもある議員がおっしゃっていましたが、高福祉を求めるならばある程度の負担増はやむを得ないのですよ。高福祉高負担と言われるかも知れないけれども、国民はそれは理解すると思うのです。それを隠してやっているとどこに問題があったのではないだろうか。

明らかに今日の財政事情、借財の問題、将来のビジョン等を国民に示して、こうなりますよ、将来はこうなっていく、今はこのぐらゐの税率をもらわなければならぬが、将来はこういう税制を取り入れますよというふうな、あらゆる面からメスを入れた、国民に納得のいく、しかもこれは、お互いに党利党略があるかも知れないけれども、国家百年の大計に立って、この問題については赤裸々に国民に吐露して、選挙で国民に信を問う、こういう形をとらなければ、いつまでたっても「増税なき財政再建」、プラス・マイナス・ゼロ、所得税減税の財源のために導入しましたとか、そんな口先だけの話ではこの問題は解決しない。私は、そういう意味で与党も反省しなければならぬし、我々もむだな扇動をするような口先だけの反対論はやめなければならぬと思う。

もって真摯な、心からなる税制改革というものを求めるべきではなかったのか、この点について総理の御所見を伺いたい。

○村山國務大臣 非常に基本的な問題を提起していただきまして、ありがとうございます。しかし、私の方も率直に申し上げます。

財政再建は、おっしゃっているように、なかなか容易ではございません。残高から言い、あるいは今までの歳出の繰り延べ、それから定率繰り入れの停止、こういったものを考えますと、新規の赤字国債から脱却したからといって、むしろ財政再建はこれからだということで、これから本当に真剣に検討し、しっかりとため立てていかなければならぬと思っております。

しかし、増税を要するかどうかという問題はまた別の問題であると思っております。臨調から受けまして、「増税なき財政再建」というのは自民党・政府は引き続いてずっと言っているわけではございません。また、事実そうでございます。そして、今度の根本的税制改正も、二兆六千億というネット減税を伴ったことをやっているのもそこにあるからでございます。我々の一つの問題は、今度の税制改正というのは、やはり高齢化社会をにらみまして、負担の公平感を何よりも増していくということに重点があるわけではございません。個別消費税が今これから通るなどとは我々には絶対には思えない。そしてまた、相対的に所得者の数が減ってまいりますから、これはやはり所得課税に重点を置いた税制というのは直さなければいけません。加えて、法人税の実効税率は世界で一番高いわけではございますから、これを直さなければならぬ。そういうことで、そういうことを考えていないのではありません。

それならこれからの財政再建の、手法はいろいろでございますが、結局抽象的に言えば、現在の歳出の制度、施策をもっと合理化いたしまして、そしてやはり歳出資金を効率的なものにしていく、ここにやはりねらいがあるわけではございません。百六十二兆のうち約六十六兆が赤字国債残高

でございますので、とりあえずはこの辺を減らすことをどういうふうにして考えていくかという問題もありません。それから、いろいろな指標を用いまして、そして今後の予算の組み方、そういったものをやはり検討していく必要があるか。要は、現在の歳出の制度というものをものと見直して効率的にしていこうということによって財政再建を図っていくということが基本であろう。これは別に宣伝でも何でもありません、これは本音でございます。

○野口委員 大蔵大臣の御定見はたびたび伺っておりますからよくわかるのでありますけれども、私は、もう少し国民にわかりやすい税制改革に対する政府の宣伝といえますか、教える方が不足しているのではないだろうかという気がするのであります。これは歴代大蔵大臣が悪いというわけではありませんが、何かつじつま合わせをするために、例えば国債整理基金の繰り入れをためたり、あるいはまたどこかの会計の歳出をためて財源に充ててその一年を過ごされる、またことしも似たようなことをやっているけれども、そのようにやる、そういうことをやめたらどうかと思うのです。

足りないのなら足りないのですから、赤字は赤字なんですからね。収入源としては、税以外の収入をどこから求めてこなければならぬとするならば、それはどこかで、一とこでまともななければならぬのじゃないか。それがわかりやすいのであって、どこかの会計の歳出をためてこちらへ持つてきたりして何とかやりくりをするというやり方は、私は、国民に対しては不親切だと思うのです。やるならやる、足りないものは足りないというところをきちっと出すべきだと思うのです。そういう部分を含めて財政再建の道筋というものをやらなければならぬと思えますし、ぜひともそういった態度で今後の予算を組んでいただきたいというところをお願い申し上げます。

最後に一つだけ申し上げてみたいと思います。いよいよ七月のサミットを前にしていろいろな問題が世に上りわさされております。その一つに、私も先日ある外交の関係の方からお聞きをしたのでありますが、恐らくサミットで問題になる問題の一つとして、NTT株の公開問題が出てくるというところであると思います。現在このNTT株は、いわゆる会社法第四条によりまして外国人には持て、このNTT株の公開譲渡の問題をどのようにお考えなのか、この際伺いたいと思っております。

○宇野内閣総理大臣 仰せのとおり、非常に注目されております。今日までは、紋切り型の御答弁でございましょうけれども、やはり強い公共性を持っている企業であるということ、二番目には、国の安全保障、国民の生命財産、その保護に係る問題、そういった問題も持っている事業体である、そんなことから外国の法人また外国人等による株式の所有は禁止されていた、これは私といたしましても当然の措置であつたと思っております。

政府といたしましては、昨年十二月の新行革審の答申もございまして、今申されましたNTT法の附則第二条に基づきまして、組織のあり方を含めてNTTのあり方を検討すべき立場にある、かように思っております。したがって、NTT株の外国人並びに外国企業、法人等による所有いかんの問題に関しては、我が国の今後の通信政策のあり方及びNTTのあり方の検討を踏まえまして総合的に取り組むべき問題である、そうした立場が現在の政府の立場でございます。

〔大島委員長代理退席、村井委員長代理着席〕
○野口委員 見解、余り前進していないようでありまして、恐らくこのNTT株の公開譲渡の問題はサミットで各国間の話題になるであろうと思っております。いつまでも閉鎖的なことだけで済む

今も大蔵大臣から答弁があったのですが、昨日の東京市場は百五十一円三十銭ですね。そしてニューヨーク市場の終値が百四十六円。きょうの東

○村山國務大臣　為替相場の変動についての要
因、いろいろ言われております。しかし、通貨当
局がこの問題について発言することは、やはり市

○柴田(弘)委員　大蔵省がたしか一昨日ですね、生保に対して自衛を申し入れられたと新聞報道さされているわけです。でも一向にそれが作用していない。今後ドル高が続いていけば、消費税や原油高との相乗効果によって物価上昇がもたらされて、インフレという問題が波及してくるのではな

常に米国の双子の赤字、これは米国自身できちんとしてくださいと私たちは言いますが、黒字国

はどうするかという問題に關しましては、内需を振興しましょう、さらには輸入を増大しましょう、こういうふうには考えておるわけでございませう。近くそういう問題に關してもいろいろと検討して、具体的に我々の案も練りたいと思っておりますが、輸出によって得られる黒字を日本がまた別の意味で還元しなくちゃいけない、そういう

うこともございますが、ことしは輸出がもし伸びたならば、恐らく再びインバランス問題で日本はたたかれるだろう。そのために私たちは、かくのごとく黒字を還元しているという一つの具体策を持たなくちゃいかぬ。これが御承知のようにODAでございます。ODAを一般予算の伸びより大きく伸ばしたというゆえんもそうしたことにあったわけで、我々は総合的に考えている。しかし、当面の問題としてはやはり輸入を増大すること、内需を拡大すること、この二つの施策をあわせ行いたい、かように考えております。

○村山国務大臣 将来の全体的なやり方については、今総理がお述べになったとおりだろうと思います。

ただ、日本とアメリカの貿易の最近の状況を見ておきますと、これはずっとドル高に振れたところで結果が出ておりますが、日本の貿易の黒字は縮小しておりますし、アメリカの貿易の赤字も縮小しております。また対日赤字も縮小しております。きのう四月のアメリカの貿易統計が出まして、赤字は八十二億ドル、前月は九十五億ドルでございました。ですから、円高はもちろん理論的に言えばその逆の方向に動くわけでございますけれども、貿易というものは必ずしもそればかりではない。やはりアメリカの競争力もありますし、それから、日本の方が今まで内需を拡大しておったから、需要の面からいってもあるいは産業の面からいっても、もう産業構造もそうなっているとか、いろいろな問題が総合的に出て、それで結果として貿易収支の赤字、黒字にあらわれるわけでございますので、我々は現在の傾向は非常に好ましい方向であると思っております。

また、日本にとりましてはやはり物価が心配なわけでございますが、東京都西部の五月のあれは今三・三%、全国では二%台でございますから、まだ世界で一番低いことはもう間違いございません。ただ、この円安傾向が長く続きますと、それがタイムラグを持って、大体三四季頃ぐらいのタイムラグだと言われておりますが、卸売物価の高騰の恐らく四割ぐらいの割合で消費者物価にやがて及んでくることは当然でございますから、この点は注意していかねばならぬということ、引き続き物価には細心の注意を払っているところでございます。

○柴田(弘)委員 もちろん細心の注意を払っていかねばなりません。現在のところではまだ公定歩合の再引き上げを必要とするような物価情勢ではない、こういう御判断であるのかどうか一つ。

それからもう一つ大きな問題で、これは総理から御答弁いただきたいのですが、総理は多弁で能弁ですので、時間が余りありませんから簡潔にひとつ。七月のサミットに臨む政府方針、これは議論しておりますドル高・円安問題、この為替安定の問題、それから貿易摩擦の問題がありますね。アメリカのスーパー三〇一条の適用の問題に對してどうするか。その他経済問題では、累積債務、途上国に対する累積債務をどうするかというブレイディ提案もありますね。中国問題も取り上げられるでしょう。あるいは今大きな話題となっておりまして地球保全のためのいわゆる環境保全問題も当然議論になってくる、こういうように私は考えておるわけであります。ひとつ簡潔にサミットに臨まれる政府方針というものを総理から御答弁いただきたい。この二つです。

○宇野内閣総理大臣 大体テーマは今おっしゃいましたから、そのとおりだとお考え賜ればよいと思ひます。

サミットは、西側陣営がしっかりと協調しまして、お互いに政策でも協調政策、さらにはいろいろな仕事をやるのも協力、そうしたことにおいて世界の安定と繁栄に努めなければならぬ。その中で日本は非常に大きな地位を占めておりますから、あらゆる問題でイニシアチブをとってやっていくように頑張る、これがサミットへの心構えでございます。

○村山国務大臣 公定歩合の問題は言うまでもなく日銀の所管事項でございますが、先般五月三十

一日に〇・七五上げまして、二・五から三・二五にしたわけでございます。これはもちろん当時の為替状況もありましたけれども、それだけではなくて、物価の状況あるいは景況の状況というものを総合的に判断して、特に市中における実勢金利がどうなっているかということも判断いたしました。総理的に決めた公定歩合でございます。私は、現在の状況を見まして、公定歩合を云々する時期ではないだろうと思っております。このことだけ申し上げておきます。

○柴田(弘)委員 次は、東京一極集中の是正問題、そしてふるさと創生の問題に関連しまして、地元の問題で恐縮であります。中部の活性化の問題について総理にお尋ねいたします。

去る四月、私も二十世紀中部ビジョン会議を開催いたしました。新伊勢湾都市圏基本構想なるものを発表し、この基本構想というものは、二百万の人口を擁する名古屋市中核といたしまして、愛知、岐阜、三重の三県で約一千万以上の人口が生活しているこの地域の将来像について、一つの構想を立てたわけであります。目標としては、自然と調和をした快適でゆとりある圏域、創造的で活力と魅力に満ちた圏域、そして第三点が国際社会の平和と発展に貢献する圏域、これを掲げて、具体的なソフト面、ハード面の整備を実現しようという問題であります。最後にこの問題についていろいろお聞きしたいのですが、私も提案し、そして名古屋市を含まして三県一市が提案をしている諸問題について私はお尋ねをしたい。

まず第一点は、二十一世紀初頭に愛知万博をどううしても実現したいという要望があります。愛知県は去る四月に二十一世紀万博誘致推進本部、そして誘致準備委員会を設立いたしました。四月十七日には推進協議会の設立総会を開催いたしました。この万博の意義と今後の政府の積極的な取り組みはどうなっているのか、閣議了解、批准等の問題がありますが、これをお聞かせいただきたい。

それで、この万博を起爆剤にして、三点セットといたしまして、第一は第二東名・名神高速道路の建設推進、これは建設省が言っておりますように西暦二〇〇四年供用開始、こういうことでございます。二十一世紀初頭の供用開始をぜひとも図っていくべきである、こう思いますが、その辺の二点、まず総理からお聞きをしたいわけです。

○宇野内閣総理大臣 愛知万博に関しては、私も先般関係者から十分お話を承っております。EXPO70と言われた大阪万博あるいはつくば万博等、幾つもの万博が国内のみならず海外におきまして大きな反響を与えまして、非常に盛大であり、なおかつ日本というものを十分外国に紹介し、理解してもらうためには非常に大きな役割を果たした、私はこう思います。したがって、我が国におきましては中部圏というのは大切な経済圏であり、社会圏でございますから、ひとつ国内のコンセンサスが十二分に得られますよう政府といたしましては努力をしたい、かように考えます。

第二東名、第二東名の建設の問題でございますが、既にこのことは建設省も決めてくれました。特に我が国は、いろいろなすぐれた面がございますが、今後東京一極集中でなく、人口も産業もあらゆる面において地方分散、適正な分散ということに思ひます。そのためのインフラ政策というものには重要視しなければいけない、かように考えております。日本全国なべて新幹線が走り、また高速道路が走るということが私たちの一つの理想でございます。その意味でも今非常に混雑をいたしております地帯における第二東名・名神の建設、これの早期着工、早期完成というものは必要である、私はさように思っております。

○柴田(弘)委員 次に、三点セットの第二点です。中部新国際空港の建設の問題、これは私は歴代総理を初め運輸大臣にも今回を入れて九回質問をしております、その都度前向きな答弁をいただきました。

御案内かと思いますが、昭和六十年一月、三県一市で建設促進期成同盟会を結成しました。同じく六十年三月には、三県の超党派で成る国会議員のこの建設推進のための議員連盟が結成をした。そして昭和六十年十二月には運輸大臣の認可をいただきまして、財団法人中部空港調査会が設置をされまして、いろいろ調査を進めております。

それで、三つのクリアすべき条件がございます。一つは候補地の問題、適地です。どこへ空港をつくるか。これはおかげさまで常滑沖と地元で意見がまとまりました。あとクリアすべき問題は二つありまして、時期をいつごろにするか。これは既に二十一世紀初頭、できれば西暦二〇〇五年、大体このころには千五百万人の需要が見込めるであろう、こういうことで二十一世紀初頭。三県目は費用負担をどうするか。これは議員連盟の江崎会長等からも話がございまして、運輸省の方もほぼ了解してございますが、費用負担は関西方式でいい、こういうことです。もうこれはクリアされまして、地元では秋ごろまでにはきちっとできる、年内にもきちっと地元のコンセンサスが得られる、こう言っておるわけでありまして。

一方運輸省の方は、平成二年度の初頭、四月から五月、六月にかけまして関係自治体からヒアリングを受けるわけです。そして平成三年から始める国の第六次空港整備五十年計画の中にこれを取り入れるかどうかを検討するわけでありまして。今言いましたように、候補地を含めた三つの条件が地元が考えておりますようにきちっとことしの秋ごろまでにはクリアできるとすれば、第六次空港整備に盛り込んで当然であろう、こういうふうな考えのわけでありまして。こうした地元の熱意、空港の必要性を含めてぜひとも第六次空港に組み込んでいただきたい、このように考えるものであります。が、総理、どうでしょうか。

○宇野内閣総理大臣 日本に対する航空路の開設は現在世界じゅうから来ておまして、それほど日本に対する期待が大きい。同時にまた、国民生活も飛行機を除外して考えるわけにはいかないと

いうふうな時世を迎えております。したがって、我々といましてでも立派な空港ができることを期待するものでございます。

今、柴田委員申されましたとおり、三点もクリアできる、この秋には大体そうした具体化も図れるだろうというところでございまして、政府もさなる調査による構想のまとまりを持って五十年計画の対応を検討する、こういうふうになっておりますから、検討させていただきます。

○柴田(弘)委員 検討していただくのは結構ですが、今の三条件がきちっとクリアされる、一つはもうクリアしているのですが、クリアされるわけですから、それがクリアされたならば国として第六次空港の位置づけはしていただく、こういうふうには私は認識をしておりますし、一昨年の当時の石原運輸大臣の答弁もそうであったわけでありまして、それでよろしゅうございまして。その点ひとつはつきりと総理から御答弁いただきたい。

○宇野内閣総理大臣 我が国のあらゆる政策の中心である航空行政といまして、もうそうした認識で進みたい、かように思います。

○柴田(弘)委員 第六次空港整備組込んでいただければ、こういうふうな理解をしてよろしゅうございしますね。これはくだいようですが、うなずいておみえになりますから、そういう認識だということですから了といたします。

三点セットの第三は、リニアモーターカーによる中央新幹線の整備なんです。

御案内のように、これは東京から名古屋を通り大阪へ行く、そしてリニアモーターカーでやるというわけですね。これは御案内のように既に昭和四十八年に基本計画が決定をされ、運輸大臣の認可も得ている路線であるわけです。一都一府六県の国会議員も顧問になって、そして期成同盟会がありまして、金丸さんあたりが相当熱意を持ってやっております。私もこの議員連盟の一人として、顧問の一人として早期推進を願っているわけでありまして、この中央新幹線の、一つはこうした期成同盟会の熱意とその必要性というものの、

この二点についてお尋ねをしたいわけでありまして。

○宇野内閣総理大臣 私も覚えましたときに、リニアにつきましては相当研究を進めた一人でございます。したがって、各地に行きますと、例えば北海道におきましても空港からすぐに札幌に通ずるのはリニアでなければならぬとか、民間の方々もリニアに関しましては相当な知識を蓄えられたのではなからうか。一つは高速リニア、もう一つは七十キロの都市型リニアと二つございします。いずれにいたしましてもどんとそういうものを実用化する時代に参った、私はかように思っております。

したがって、中央新幹線は基本計画路線の一つであって、長期的視点から調査を行っておるというのが現在でございまして、今度はリニアの中央新幹線構想ということにつきましては、私もいろいろ熱意を持ち、また地元の要望にこたえなくてはならぬと思っておりますが、現在具体的な検討を行って得る段階にない、こういうふうな認識でございます。しかしながら、科学の進歩、交通機関の進歩は目に見えておりますので、早くそういう時代が来るようにお互いに努力をしたい、かように思っております。

○柴田(弘)委員 リニアモーターカーによる中央新幹線の建設ということは十分に認識をされ、必要性を十分感じておる、こういうふうに理解してよろしゅうございしますね。

それからもう一つ。JR東海が非常に熱心なんです。だから私は、当時の石原運輸大臣とも議論をしたときに、やはり一番熱心なところが運営主体になっていくべきである、こういうことも申されました。大臣も同じような考えであらうと思っておりますが、くだいようですが、その必要性をきちっと認識されてみえるか、運営主体はJR東海、こ

ういった問題を再度聞かせていただきたい。

○宇野内閣総理大臣 JR東海は新幹線を皆管理しております、非常にサービスもよく、私もしばしば利用いたしますが、新しい改善を見られて

おります。そうした熱意というものはリニア新幹線敷設に関しましては相当大きな要素になる、私

はかように考えております。

○柴田(弘)委員 最後に地元の問題で、先ほど申しました我が党の二十一世紀中部ビジョン会議において、新伊勢湾都市圏基本構想というものを決定をして発表いたしました。ひとつ総理、今からお渡しいたします。もう既に参事官を通して行っていると思っておりますが、どうかひとつぜひともこの実現に向けて政府としても格段の御協力、御支援をいただきたい、こういうふうな思います。もう既に読んでいらつしやと思っておりますので、実現への可能性、感想等について一言お聞かせいただきたいと思っております。

○宇野内閣総理大臣 どこから考えましても、伊勢湾あるいは紀伊半島あるいは中部圏というのは我が国のちょうど真ん中にも位いたしておりますから、地勢的にも産業的にも今後いろいろな構想を持っていたら、発展をさせていただかなければなりません。そして東京に頼ることなく、地方都市もどんどん新しい文化の時代を迎えていただきたい、かように思いますから、本日に公明党が努力をしておられます伊勢湾に関する構想等々も我々といましては尊重して、今後の国土開発の大きな参考資料にしたい、かように思います。

○柴田(弘)委員 時間がだんだんなくなつてまいりましたが、我が党がこの四月に策定をいたしました「二十一世紀トータルプラン 生活創造の世紀へ 新しい福祉文化の創造」、これは大臣のところへ行っていると思っております。お忙しい中、一読いただいたと思います。私も昭和五十一年にもシビルミニマムを一つの原点とするトータルプランを策定をいたしました。そして二階建て年金が実現をされたわけでありまして。このトータルプランを読まれますと、触れ合いのある社会、ゆとりある生活の保障、そして各人が選べる社会、この三つを満たす条件を人間的福祉社会ととらえて、そしてそういったものを二十一世紀につくっていく

こう、こういうのがトータルプランの趣旨なので
す。一読されてぜひとも将来の参考にして、行政
の大きな展開を図っていただきたい、こういうふ
うに思うわけでありすが、いかがでしょうか。

○宇野内閣総理大臣 よく皆、二十一世紀は目
の間にあるというお話をなさいますが、二十一世
紀とは一体どういう世紀なんだろうか。いろいろ

の思いがあります。それを公明党におかれまして
は非常に努力をされて、いろいろと構想をまと
めておられます。私も先般ちょうどいいとして、
ずつと読ませていただきましたが、新しい
時代に対して今から私たちが準備をするというこ
とは非常に必要である、かように存じまして、二
十一世紀は高齢社会だろう、さらにはまた福祉社
会だろう、こういう一般的に想像される問題につ
きましても断然なく私たちが準備をしなければな
らぬ、かように思いますと、非常に大きな構想で
ございますから、私といたしまして今後十分参
考にしたい、かように思っております。

○柴田(弘)委員 もう一つお聞きをしておきま
す。
私どもはこのトータルプランの中で、国内需要
を主軸にした経済成長への転換を図っていくべき
である、こういうように提言しております。そし
て中期の目標といたしまして、一九八九年から九
三年までの五年間の実質成長率を平均四・九%と
する、そして実質の国内需要は、外需のマイナ
ス分がありますので年平均五・一%の成長をしてい
く、そして消費者物価は二%以下に抑制をする、
卸売物価は約一%の上昇に抑制をする、それから
九三年の完全失業率を二%程度にしてい、そし
て九三年の経常黒字幅を名目GNPの約一・六%
程度を目標にして圧縮していく、こういうふうに
考えているわけでありす。

そして、生活を豊かにするための経済運営、住
宅建設、住宅改善を内需拡大の中軸にしてい、
社会資本の整備を急いでいく、また旺盛な設備投
資で経済の活性化を図っていく、行財政改革を断
行する、そして産業、地域間不均衡縮小の経済政

策を展開していく、こういった問題を唱えておる
わけでありすが、この国内需要を主軸にした経
済成長への転換について、質疑時間がなくなった
ということでありすが、簡潔で結構ござい
ますから、ひとつ総理から御答弁をいただきた
い。

○宇野内閣総理大臣 この間OECDの会合に出
ましたが、二十四カ国先進国が集まっていますが、そ
の中において日本は二〇%のGNPを占めており
ます。こうした点から考えましても、では今後も
私たちはそういう地位を、名譽ある地位でござい
ますから、堅持しなければならぬ、かように思
いますと、日本は外需よりも内需によって立ち得
る国家であるという証明を今後もしていかなけれ
ばなりません。

幸いに、そのための構造調整等々苦しい問題も
ありましたが、克服して今日そういうような立場
にあります。だから、物価も世界一安く、安く
というよりも安定をいたしております。前年対比
の物価上昇率は世界一安定をいたしております。
そして、さらには失業率も低い、また求人倍率も
世界一高い、こういうふうなよい状態が今続いて
おりますから、今仰せのような面におきまして、
さらに先ほど大蔵大臣が言われましたが、物価と
いうものに関しては最大の注意を払いなが
ら、インフレなき内需拡大というものが私たちど
うしても必要だ、そのための順調な成長を遂げた
い、かように考えております。

○柴田(弘)委員 時間が参りましたから終わら
す。ありがとうございます。(発言する者あり)
○中西委員長 今呼び込みをさせました。委員長
から注意をいたしておきます。
安倍基雄君。

○安倍(基)委員 私に与えられた時間は十七分
ございまして、財確法の問題でございすけれど
も、私は二つの問題に焦点を絞ろうと思ひます。
一つは、今野口委員から話のございました対中
国のODA問題、第二は日米貿易摩擦の問題。こ
の二つはいずれも、ODAは財政に大きく影響す

る、貿易摩擦も経済に大きく影響するということ
で、私はこれを中心に取り上げたいと思ひます。
宇野総理、私はかつて外務委員会、中国への
コム違反の問題がありまして、そのときに、コム
違反を告発したことは相手のほおをたたくよう
なものだ、その後でまたODAを増してやるんじ
やないか、そういうことをしてはいかぬよとい
うことを言ったと思ひます。覚えていらつしやい
ますか。私はまたサミットへ竹下さんが行かれる前
に、秋に消費税を議論するときに、過大な約束を
してきてはいけないういことも言いました。
しかし、それにもかかわらず大体一兆円の繰引き
をしてきて、それから五百億ドルの約束をしてき
た。私、非常に憤慨したのでございす。

現在、たまたま象徴的に中国問題が浮上してき
た。既に野口委員からも御質問がありましたけれ
ども、この問題、対中国問題とそれから日米貿易
摩擦問題がごとの後半の一番の重要課題にな
る。しかもその方向を誤ると日本に対して非常に
大きな影響を持つと私は思っております。でござ
いますから、この問題は本当に慎重に考えなけれ
ばいかぬと思っておりますが、野口委員の質問に
対してちょっととはつきりしないスタンスであると
私は思ひます。

一つの見方は、人権擁護の見地から西側に同調
する。特に今度サミットに行かれるときに、既に
イギリスとかドイツとか、まあフランスあたりは
これを非難しておる。アメリカも非常に厳しい態
度をとっており、方励之ですか、それを北京にか
くまうことにより米中関係は今非常に険悪な状
況になりつつある。これにサミットにおいてくみ
するの。あるいは、ある意味からいうと日本は
非常に中国との関係も深い。ODAも一番の額に
なっているわけですね。でございすから、単に
マルコス、鄧小平はイコールというふうな考えじ
やなくて、もう少し違う立場から、逆に米中が悪
化するこにより生じた、簡単に言えばアメリカ
がチャイナカードを落とした、それを拾うとい
うような立場から対処するの。日米貿易摩擦も

非常に厳しくなっている過程で、私どもはやはり
中国とも関係あるよという要素を一つの、チャイ
ナカードなどというふうな言い方は悪いかもしれ
ませんけれども、そういう考えでいくのか。簡
単に言えば今の考え方、サミットにおいて一体総
理はどちらの姿勢を貫こうとするのか、そこをお
聞きしたいと思ひます。

○宇野内閣総理大臣 サミットは七月の十四日か
らでございすから、まだその間の推移もあると
いうことをひとつ私も申し上げておかなければな
りません。

現在という立場から申しますと、やはり我々は
中国が一日も早く平穏になってくれることを望
む。具体的にどうだというと、天安門から戦車等
そうした影がなくなることを私は祈っております
よ、そうした姿において日本と中国との従来の姿
を維持いたしまして、そういうふうな考えであ
ります。だから、アメリカがいなくなったから、
何かさながらその留守をねらう、そんなあさまし
い根性で日本は臨むわけでは絶対ございせん。
アメリカと中国、本場に話し合いをされて仲よく
なられるということも日本にとりましては重大な
ことである、そういう認識でございす。

○安倍(基)委員 どうも姿勢がはっきりしないの
ですけれども、七月まで時間があるが、基本的
には現在西側に同調しようとしているのか、ある
いは西側といわば中間的な立場にある日本の立場
を主張しようとしているのか、その辺を一言でい
いますからお聞きしたいと思ひます。

○宇野内閣総理大臣 私はやはり日本には日本の
立場がある、かように思ひます。
○安倍(基)委員 二番目に、現在ODA、これは
御承知のように八四年から八九年まで四千七百億
円、九〇年から九五年まで八千四百億円のコミ
ットメントをしておる。四千七百億円につきま
してはまだ四〇%ぐらいしか消化されていない。
しかも私がいろいろ調べてみますと、円が高くな
ったおかげで四千七百億円の最初のプロジェクト
はもつと安く、一千億円の余りが出た。途端にま

たプロジェクトを追加したという形になっております。

実は総理、去年十月に私がエコノミストに書いた論文、お読みになったことございますか。ODA問題で書いております。一応当時は外務大臣であつたわけですから、よくその辺を読んでおないうちやいなさいと思いますよ。これは英語やフランス語に訳されて海外に出ております。そこで、納税者の目で見なくちゃいけない、総理や外務大臣が方々へ行って土産にばらまいてきてはいけないということを言つたわけです。

特に私は、中国につきまして九〇年から九五、八千億円の約束をしてきたということ、いかなる根拠に基づいているのか非常に疑問に思つております。プロジェクトの積み重ねと言いますけれども、既に四千七百億円の一千億圓くらいが余るような状況であつたわけですから、でございますから、私はこの際、本場に役に立つものなのかどうか、きちっと洗い直すことが必要なんじゃないか。しかも御承知のように、約一兆圓近くの棒引きはビルマが中心でございましたけれども、それが結局焦げつきという事になっておる。

御承知のように中国での修学旅行の子供たちの交通事故、あれはたしか向こうの最初の提示額は、補償額が一人五万円前後だつたと思ひますね。それを最後には相当上げたわけですから、それほどこいば貨幣価値が違ふ国なわけですね。外国からの借款の中で日本のODAが七五%ぐらいのウェイトを占めてゐる。だから中国にとつては、逆に今、日本に見捨てられたらという気持ちもあると思ひますけれども、ただ反面、この八千億圓あるいは四千七百億圓をそのまゝのみにして、これから継続するということにはいささか問題がある。もう少ししつと経済効果なり、今度のいろいろな政治不安も経済の中におけるアンバランスが原因だと思ひます。急速にどんどんと自由化しようと思ふ反面、昔からの経済が残つておる。そこにおける一つのフリクションがこの結果をもたらしておると思ひます。

その面では、総理がサミットにおいて西側と少し違つた姿勢をとるというのであれば、それなりにこれらのODAの実行についても一通洗ひ直して、このプロジェクトは本場に役に立つのか、また回収も可能なのか、その辺をきちつと洗ひ直してもらいたいと思ひます。この点についてどうお考えになるか、御見解を承りたいと思ひます。

○宇野内閣総理大臣 安倍委員がODAに関しましては常に辛口であるということは、私も外相として重々知つております。そしてまたやはり傾聴しなくちゃいけません。したがって、中国に對しましてはどうかというお尋ねでございますが、洗ひ直すというふうなことになるかと、それから昨年の内閣が決定いたしましたおられます。だから今後の中国の内政の推移というものの、経済の推移というものの、そうしたものをございまして、それから、我々といつたしましては中国がこれを結んだ、そのような状態に立ち戻つてくれることを隣国としても当然望む、そうした推移を十分今後は考えていきたい、かように思ひますが、今洗ひ直すというふうなことは、私は申し上げるわけにはまいりません。

○安倍(基)委員 九〇年から九五年の八千億圓については、まだこれからプロジェクトの選定の段階ですから、これはもう少し慎重に、本場に役に立つものと立たぬものを選別していく必要があると思ひます。私はもうちょっと時間があればこの八千億圓の積算根拠を一つ一つ聞きたいと思ひますけれども、これは総理に聞くのもあれでございますから……。

ちよつと時間もないので、これは法制局に聞かうと思ひましたけれども、総理もしくは外務大臣が外で行つてくる幾ら幾ら出すというコミットメント、ああいうのは基本的に国会で否決されても仕方がない問題であるですね。国会がノーと言へばこれは実行できない。でありますから、これから海外で約束をするときに、あらかじめ国会の野党ともある程度話をして、こういふことを

言つてこようと思ふのだが、ということはある程度すり合わせをしていかないと、単に政府内で幾ら幾ら渡してこようというふうなことは、やはり考え直さなければいけないんじゃないかと思ひます。あと時間がございせんから、イエスノーしかだけ言つてください。

○宇野内閣総理大臣 これは今のところだとイエスと言ふわけにはまいらない、こういうふうにお答えいたしておきます。

○安倍(基)委員 これは時間があるときにまたもう一遍追及しますけれども、あと五分でございますから、二番目に、現在通信市場開放問題が問題になっております。モトローラがとく相対強引なことを言つてきてゐる。実は私また来週ある雑誌にこの問題について論文を出します。これは読んでいただきたいと思ひます。

話は別ですが、モトローラの会長でガルビンという人がいますね。商務省の中に、次官補に三人のマイケル関係者がいるわけですね。一人はマイケル・ガルビンといつてモトローラの息子です。これが輸出担当ですね。マイケル・スカルジンスキーといつて貿易開発担当。デボラ・スミスという女性が技術政策担当で、その御主人がやはりマイケル・スミスという。三人のマイケルが商務省にゐるわけですね。これが非常に突き上げてゐる。こういう問題は、もしそんな問題を提起するならば、おまへたち身ぎれいにしていこうという態度をとつてもいいくらいである。

今度の通信市場開放問題はMOS協定があつたわけですね。それで一応の話は決まつておつた。今度は安い電話機ができたから東京、中部にも進出させる、電波の割り当てをしる。一種のセーブルですけれども、逆に一つの特権的地位を要求するような市場開放要求なんですね。私はこの問題であいまいな態度、つまり今までどおり足して二で割るような態度をとれば、これはまた米の自由化についても——米の自由化については大臣、当面絶対自由化しないという御決意でいらつしやいます。一々来ると時間がかりますから、首を振

るだけで結構です。サミットで恐らくスパー三〇の問題が出るでしょう。その前に通信市場開放問題はどうか、あるいは米の問題はどうか。サミットにおけるスタンスを含めて、通信市場開放問題について妥協しようとしているのか。

私はこの前マスコミの人にも言つたのですけれども、向こうは、商務省があるいはヒルズがマスコミに訴へ、議院に訴へ、その圧力が強いからこゝうせざるを得ないという言い方をしているわけですね。我が日本の国会は大変だ。こんな理不尽なことをのむようでは日本の——率直に言ひまして、私も若いころ二年半海外で学生だつたわけですから、寝食をとましていますからアメリカ人の氣質をわかつていますけれども、理のあるところを強く主張すればそれはのむんです。ところが、理もなく、何となくぼんやりすゝ妥協する、プリンシプルなしに妥協すると、それは次々と先例になるわけですね。このサミットにおける日米貿易摩擦について、スパー三〇あるいは通信市場開放問題についての総理のスタンス、聞くところによると当面通信市場開放問題では相当安易な妥協をしようとしているようですけれども、その辺に對するスタンスをきちつと聞かせたい。

○宇野内閣総理大臣 テレコムの問題に關しましては、ここにも前野政大元先生がいらつしやいます。日米、特に日本はMOS協定を忠実に守つてまいりました。今おっしゃるようないろいろな人事の問題も絡んでおります。しかし、アメリカ政府としてはそういう人事に拘泥されずにやつておられると思ひますが、日本といつたしましてはそういうことを主張していくことは必要である。今御指示のあつたとおりでございます。近く前官房副長官の小沢一郎さんを私の特使として派遣したい。本来ならば閣僚が行くべきですが、まだ国会が続いておりますので、ひとつそういう問題も、顔見知りが多いものですから、モスバカー商務長官あるいはヒルズUSTR代表に出会わしたい、かように思つております。

そしてスーパーストリー、いわゆるUSTRが扱っているのは、今のテレコムではなくして他の問題でございます。この間私は、同盟国でありながら、その同盟国の日本が数少ない、世界の三つの国のうちのひとつとして貿易不公正の慣行の国であると言っているのは、この間、こういうふうに出ております。この問題もサミットにおきましては、単に日米だけの問題ではなくして、スーパーストリー一条についての議論は当然起こるものである。そのとき私たちは、保護貿易というものが起こりかねないという主張をやっております。い、かように考えております。

○安倍(基)委員 もう時間もありませんが、インドでさえ拒否しているのですから、ひとつしつかりしてもらわなければならない。国内の議会はうるさいぞというのを大いに主張しておいてくださいます。

○中西委員 長 正森成二君。

○正森委員 総理にまず伺いたいと思います。

五月十九日に竹下内閣総理大臣、前任者のときでございますが、新税制実施円滑化推進本部第五回会合におきまして話をされました。そのときに消費税について、九つの懸念というのを言われて種々お話をいただきました。これが資料でございますが、読ましていただきますと、

「子供が買うものにまで税金がかかるのはかわいそうだ」とのご意見もあります。児童生徒は消費税に一方とまどいながら、同時に税というものを身近に感じ、関心を持ち始めている面もあるのではないのでしょうか。この関心を大事に育んで、これからの我が国を担う子供達に税の持つ意味を的確に理解させることができれば、むしろ我が国の将来にとって有意義ではないかと考えます。

こう言っておられます。総理はこの御意見に御賛成ですか。

○宇野内閣総理大臣 前総理が九つの懸念をおっしゃったのは、消費税創設のころからいろいろと

予算委員会等々におきましても明らかにされております。そうして、その懸念を解消するように努力したい、こうおっしゃっております。だから、今幾つか具体的な問題もございましょうが、前総理としては常にその九つの懸念がないようにという努力の、一つの表現である、かように考えてはいるか、であらうかと私は思っておりますし、当然のことだと思っております。

○正森委員 私が伺いました子供についてのことには直接御答弁がございませんでしたが、九つの懸念については同じ意見であるように伺いました。

そこで、ここに持っておりますのは五月十三日のある新聞に載りました投書でございますけれども、こう言っているのです。これは文房具屋の奥さんの話です。

四月一日から半月ほど外税で消費税をもらっていたが、小中学校の子どもたち一人ひとりに三つの消費税について説明したが、消費税分を忘れた低学年の子どもが寂しそに帰る姿に心痛めた。

つまり、二百円のものを買おうと思ったが、六円がないから買えなくて寂しそに帰るというわけですね。

また、消費税分を持ってこなかったと思える子どもたちが、どうしても品物が欲しく、目をかすめて持っていく商品も多くなり、大変困っている。

つまり万引きする子供がふえた、こういうことですね。

子どもの心まで悪く変えてしまふ消費税は、純真な子どもに罪をつくらせるだけなので、利益は少なくなるが、仕入れ分の消費税を自己負担して、中学生以下は消費税をもらわなくては、悲しそに話してくれた。

これがこの奥さんですね。

政府自民党のおとなたちが強引につくった消費税で、消費税反対の一言もいえない子どもたちの心に大きな傷を残すことにならないために

も、おとなたちの責任で一日も早く絶対にやめさせなければならぬ。

というのが結論なんです。ですから、前総理が、子供は戸惑いながら税金というものを身近に感じて、税の教育になってかえっていいではないかというのとは、全然反対のことが庶民で実際に起こっていることなんです。ね。こういう点について総理はどうお考えになりますか。

○宇野内閣総理大臣 子供の税に対する認識に前総理がお触れになっておられるというのは、やはり私たち子供のころには納税の義務があるというふうな意味の話でないか、そういうふうに考えればいいかと思っております。

今正森さんが非常に具体的なお話をしていただきました。だから過般私たちがいたしましては、はつきり言ってこの税はなじみの薄く税ですから、戸惑いもございましょう、いろいろな問題も出ておられるでしょう。そのことを十分謙虚に耳を傾けたいと思っております。どこをどうするといふ問題じゃございせんが、早急に税調の勉強会を開いていただいて、それも一つの大きな国民の声だろうと思っております。そうした国民の声を勉強会で今からひとつやってみよう、これを私、就任以来の一番最初の声として大蔵大臣にお願いしたという意味もそこにあるかと思っております。

○正森委員 この消費税が消費者にとって非常に人気が悪いということは申すまでもありません。世論調査では、八二％が反対とか、即時廃棄が六五％で、そのままでいいのは三％というものが共同通信がこの間行いました世論調査ですからね。しかし、この声は業者もいろいろ悩んでいるという一つの声であります。

もう一つは下請企業ですね。公正取引委員会はきょうは来てないかな。おととい質問通告していたときは来ていたのですけれども、きょうは来ておりません。私の方でわかっておりますので申し上げますが、公正取引委員会が下請の調査を行いまして、その報告を五月二十二日に行っております。

ます。これは相当大規模なものでございまして、約三万四千ほどを対象にアンケートを出しまして、そのうち一万二千八百六十八社から回答を得た、こういうものです。

これは消費税の上乗せが円滑に行われておるかという調査であります。円滑に行われているという回答ももちろんあります。しかし、その中で、免税業者などの上乗せされないでいいじゃないかというので、上乗せを親企業がしてくれなかったというのが〇・九％。単価を一たん引き下げられた後で三％上乗せされた、つまり結局上乗せないわけですね、それが〇・七％、現行単価がそのまま消費税込みの単価とされた、これは全く上乗せなしですね、それが〇・三％、合わせてほぼ二％がそういう状況であるということが公取の調査でもわかっているわけなんです。これは下請業者にとつては大変なことですね。

これは長野県の諏訪地方の有名な一流カメラ会社の下請をやっているカメラ部品組み立て会社ですが、我々の調査ではこうなっているのです。消費税三％の転嫁と引きかえに単価切り下げを要求された。単価がどんどん下がって、昨年の前半は一個二百八十円だった加工賃が四月からとうとう百四十円に下げられた。もちろん一貫して低下する傾向があったのですけれども、消費税導入というところで一挙に下げられてしまった。そこで、今までは一個組み立てるのに十二分ぐらいかかっていましたが、今では十分ぐらいにまで縮まり、それでも採算がとれないので、従業員を帰した後で、私と妻の二人で夜中の一時、二時まで仕事をしています。という話です。

あるいは東京の建材メーカーでは、取引先の大建設会社の購買担当者から、六カ月間は今の価格で取引するが、十月からは取引条件を見直す方針、政府と同じですね。ともかく九月までは猶予期間だけれども、十月にいいよ消費税を本当に納めるということになれば、免税業者かどうかと

いろいろな点も考えて、それで値段を見直しする、こういうことなんです。

ですから、今消費者、それから下請業者等それぞれ非常に困っているのです。こういう点を考えますと、これは単なる見直しで済むのであろうか。今見直しというのは、大蔵大臣もおられますが、例えば帳簿方式とか免税点とか、あるいは境界除とか簡易課税とかいうようなことを言われますが、世論調査を見ましても、税金だといってもらったのを国に納めていないのがけしからぬというような世論調査は、共同通信の世論調査によりますと五%に満たないですね。そうじゃなくて、逆進性が強いとか家計に大きな負担だというのが三〇%を超えるような世論調査になっておるという点から見ますと、政府が今行おうとしている一部見直しというのは、売上税の教訓に絡んで中小企業に事務負担を少なくするように言うたことを結局やめてしまふ、改めるということ、で、中小業者に余計負担をかける。あるいは政府の先見の明のなさを示しているといえますか、言葉をもっと極論しますと、今よりもっと転嫁をどんどんやれ、今よりもっと物価上昇を徹底的に消費税でやるようにしろということが政府の言う見直しであって、これは庶民にとっては大変な迷惑で、消費税の本質からいえば、これは見直しではなくして廃止以外にないのではないかというのが多くの国民の声であります。これについて御見解を承りたいと思います。

○村山国務大臣 消費税を含む税制改正の創設の趣旨、そして所得税、住民税の大幅なネット減税、もう言わなくてもよく委員は御承知でございます。この消費税は初めての税でございますが、我々は大づかみに見ますとまず大体滑り出しは順調だ、こう申し上げておるのでございます。しかし、今委員のおっしゃったようなものがあるという点も承知しております。

それで、後段に委員がおっしゃいましたものは、恐らくは下請代金の遅延防止法違反ではないかと私は思っております。当然それは公取が適正

に処置してくれるだろうと思います。

それから子供さんの話でございますが、これはなかなかいろいろな見方がございます。ですから、そのときに一体表示の仕方をどうするか、あるいはつり銭の問題をどうするか、こういう問題もあるわけでございますので、そういう点も今度の税調の方でも真剣に今皆さんの声を聞いていっていると思います。そういう点を含めて御検討を願うべきではないでしょうか。しかし、これは大事な税金でございますので、先走って申しわけございませんが、廃止するつもりは全然ございません。

○正森委員 時間がございせんので、総理に別

の政治資金の問題について伺いたいと思います。先日、我が党の上田委員が首相の政治資金について質問をいたしました。そこで、もうこの資料も総理はごらんいただいたと思っておりますので、時間がございますので詳しいことは省略いたしますが、総理の場合は、内外政治経済研究会、竹帛会、それから国際経済調査会、三つ指定団体でございます。上田委員が指摘しましたように、昭和六十年は本人からの寄附が六千九百五十万円で、本人への還流金が六千五百万円である。昭和六十一年は寄附が七千六百三十六万円で、還流金が七千五百六十万円、昭和六十二年は寄附が二千六十二万円で、還流の方が多くて五千百十万円、こういう一応の計算になっております。そして、上田委員が指摘しましたように、宇野内閣の他の閣僚で、こういう自分が指定団体に寄附して、指定団体からまたキックバックを受けてお使いになるというケースはございせん。こういうやり方をしますと、指定団体から本人に返ってきた場合には、その本人がどういうぐあいに使ったかというところは収支報告をしないというようになっておりますから、完全な脱法行為だというように私たちは考えているわけなんです。

そこで、念のために申し上げますが、政治資金規正法の第一条に目的、第二条に基本理念がございす。そこでどう言っているかという、要約です、全部読んでいせんが、「公職の候補者により行

われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の収支の公開及び授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。」こうなっております。第二項では「収支の状況を明らかにすることを旨とし、第二項では「資金の収受に当たっては、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。」途中ちょっと省略しております。第三項、これが大事ですが、「選挙運動に関するものを除き、その政治資金を政治団体に取り扱わせることとするよう努めなければならない。」これは努力義務であります。総理のなさっていることはこういう目的と理念に事実上全く反するもので、結局還流してきたお金は何に使われたか、少なくとも届け出の上からはさっぱりわからない。

上田議員に、すべて政治に使った、国会議員との交際費、海外旅行等政治視察のための旅費、もう一つは資料購入等々に充てた、こう答弁されております。しかし、それならそういうキックバックをなさらずに、政治資金規正法の二条三項で言うにしなければならぬ。こういうことをなさる方が政治資金規正法の趣旨に合致し、ましてや一国の首相になられてから以後はそうなさるべきではないかというように思いますが、いかがでしょう。

○宇野内閣総理大臣 この間、上田委員からも御指摘がございまして、まずそのときに自治省の見解は、これは決して違法ではありませぬ、脱法とおっしゃいますが、いささかそれはちょっとお言葉が過ぎるのじゃないか、合法です、こういう話ではない。私も、確かにこうしたのは許されておるとはいえ、今回はさらに政治資金の適正、公明さ、ガラス張り、これをやっていかなければならぬ。その第一線がおるわけでございますから、この責任者がこういうことを承りまして、これはやはりきちっとすべきである、かように考えてお

りますので、合法的でございましてその使途がもつと鮮明になるよう当然私はやりたい、かように考えております。

今までのものは、はつきり申しますと私も中曾根派の幹部でございましたから、そうした意味でもう百人近い派閥でございまして、いろいろな意味で、この間使途を申し上げたようなことに私自身はきちっと使っておるものではないということも、この際私ははっきり申し上げておきます。しかし、これは当然私はもっとガラス張り、さらには明確化すべきである、このことは本日申し上げておきます。

○正森委員 時間が参りましたので終わらせていただきますが、非常に言いにくいこととございす。最近週刊誌で総理の私生活上のことがいろいろ出ております。それで巷間では、こういうキックバックのお金がそういう私生活上のことに使われたのではないかとというのが国民の一部の疑惑なんです。総理になられた以上、いやしくもそういうことがないように、私は収支をきちんとされるべきであるということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○宇野内閣総理大臣 こういうことはもうきちっとお答えしておかなければいけないと思ひますが、やはり私も政治家として、政治倫理を重んじて今日まで来ております。しかも昭和六十年、時しも倫理綱領もできております。したがって、私も公私混交ということは一切ございせん。このことも申し述べております。

○中西委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中西委員 この際、本案に対し、衛藤征士郎君外四名から、自由民主党提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。衛藤征士郎君。

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する修正案
正案
〔本号末尾に掲載〕

○衛藤委員 たいま議題となりました平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する修正案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、この法律の施行期日は、原案では「平成元年四月一日」と定められておりますが、既にその期日を経過いたしておりますので、これを「公布の日」に改めることとするものであります。

以上が本修正案の提案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○中西委員 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○中西委員 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。村井仁君。

○村井委員 私は、自由民主党を代表して、平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び同法律案に対する修正案に賛成の意見を述べさせていただきます。

御承知のとおり、この法律案は、平成元年度におきましては国の財政収支が依然として著しく不均衡な状況となっておりますので、同年度の財政運営に必要な財源の確保を図り、国民生活と国民経済の安定に資するため、その早期成立がぜひとも必要なものであります。

すなわち、第一に、特別公債の発行であります。

平成元年度予算は、内需の持続的拡大に配慮し

つつ、財政改革を強力に推進することとして、歳出面においては、引き続き既存の制度、施策の見直しを行い、経費の節減合理化を図るとともに、限られた財源を重点的、効率的に配分するように努めております。

他方、歳入面においては、税制改革の円滑な実施等に配慮しつつ、租税特別措置の整理合理化に努め、また可能な限り税外収入も確保されております。

しかしながら、このような歳入歳出面にわたる厳しい見直し等政府の努力にもかかわらず、平成元年度においては、なお財源が不足するため、一兆三千三百十億円の特別公債の発行を予定しておりますが、財源確保のためには、必要かつやむを得ない措置と考えるものであります。

第二に、国債償還率繰り入れ等の停止であります。

国債の償還については、基本的には現行の減債制度の仕組みを維持するのが適当と考えますが、平成元年度においては、N T T株式の売却等により、定率繰り入れ等を停止しても現行償還ルールに基づく国債の償還に支障を生じないものと見込まれております。平成二年度までの間に特別公債依存体質から脱却し、今後、公債依存度の引き下げ等財政再建に向けて引き続き努力することは当然のこととして、当面このように繰り入れを停止することをお願いいたします。

第三に、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例であります。

現下の厳しい財政事情にかんがみ、このような会計間の財源調整により、一般会計の負担軽減を図らざるを得ないものであります。

なお、この特別措置につきましては、後日、健康勘定の収支状況により減額分に相当する金額を繰り戻す等の適切な措置を講ずることとしており、政管健保の適正な事業運営が確保されるよう配慮されており、適切な措置と考えるものであります。

以上、本法律案における各措置は、いずれも平

成元年度の財政運営にとって必要な財源を確保するためのものであります。巨額の公債残高を抱え国債の利払い費も歳出予算の約二割を占める等なお厳しい現下の財政状況のもとで、同時に国民生活と国民経済の安定に資するための措置として必要不可欠なものと考えて次第であります。

また、施行期日を改める修正案は、事の性質上当然の措置であります。

最後に、私は、人口の高齢化が一層進展し、国際社会における我が国の責任がますます増大していく中において、政府が国民各位の理解と協力を求めながら、引き続き財政改革を強力に推し進め、一日も早く財政の対応力を回復するよう努力されんことを切望いたしまして、本法律案及び修正案に対する賛成討論を終わります。(拍手)

○中西委員 村山喜一君。

○村山(喜)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、たいま上程されました平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び修正案に対して、反対の討論を行います。

私たちの反対にもかかわらず、昭和四十年年度補正予算で国債が導入をされて、今日まで二十四年の月日が流れました。昭和四十一年度から建設国債の発行へ、そして十年後には財政法が禁止している赤字国債の発行まで踏み切られて、平成元年度においては、国債の依存度、GNPに対する長期政府債務残高比、利払い費比率において、主要国の中で最も悪い状態にまで転落をいたしております。これはまさに歴代の自民党政府の財政運営の結果として、その責任を厳しく追及しなければなりません。平成元年度においては百八十八兆円という巨額な赤字になろうとしておるわけでございます。もう通常の手段では財政再建はできないところまで来ております。まさに国債に抱かれた財政という状態でございます。

反対の第一の理由は、本法案は自民党が単独でござり押しをいたしました平成元年度予算の一部をなすものでございます。したがって、その内

容は、不公平税制を温存をし弱い者いじめの消費税創設を繰り込んだものであり、さらにまた、歳出の中においては防衛費を突出させ聖域化したもので、基本的に容認できないものであるからでございます。

第二は、政府は特別公債の依存体質から脱却をすべく財政再建への努力をした結果だと評価をいたしておりますが、本年度の財政は、表面上は財政赤字七兆一千億というところに圧縮はしておりますけれども、実質はその倍以上のものがござります。本年度以降は特別債は発行しないという方向を描きながらも、しかし中長期の展望を示し得ない状態の中において、財政制度審議会にげたを預けようとしておるわけでございます。問題のすべてを先送りしようとしていることは残念でなりません。

第三には、今、日本の国民は大変不安定な状態の中にあります。六十二年一年間でGNPは十四兆円しかふえていないのに、国民資産は八百四兆円も大増進をしておるわけでございます。その意味においては、GNPで日本の一・六倍のアメリカに対して土地資産の評価額が百倍も上という状態にございます。そういう高い土地の上にかつくり、生活をし、事業を営み、農業を展開しているわけでございます。今日の円安・ドル高の根拠もここにあるということを指摘をせざるを得ません。

しかも、百六兆円という株価の値上がり益を生み出した中で世界一の株価が形成をされておりますが、その株の所有の八割は法人が所有をしていて、土地インフレのその果実も、これはまた会社、法人が二八%を占有しているという事実を指摘をしておきたいと思っております。しかも、税法上は大変な優遇措置が行われておる状態の中にございます。

個人の資産形成においても第五分位の人たちに集中をしております。「増税なき財政再建」のもとで資産の格差は恐ろしい勢いで拡大をしておる状態にございます。

今やらなければならぬのは、資産課税の強化であり、消費税で水平的な公平を国民に強制することであつてはならないと考えるのでございませう。

現行の制度を前提として、予算編成の仕組みを固定して財政再建を軌道に乗せることはもはや不可能である。財政改革は、財政投融資まで含めて制度改革を進めていかなければなりません。将来展望も明らかにされたいで、その場しのぎのこの法案及び修正案に対して反対をし、私の反対討論にいたしたいと思います。

終わります。(拍手)

○中西委員長 森田景一君。

○森田(景)委員 私は、公明党・国民会議を代表して、平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び同修正案に対して、反対の立場から討論を行うものであります。

以下、本案に対する主な反対理由を述べます。
第一に、赤字国債の発行額は減少しているものの、財政体質の改善が進んでいないこととあります。

平成元年度予算では、好調な税収を受けて、赤字国債発行額一兆三千三百十億円、建設国債を含む新規国債発行額は七兆千四百億円、昨年に引き続き新規国債発行額が十兆円台を割り、国債依存度は一・八％に低下し、見かけ上、財政は改善されたように見えます。このことをもって平成二年度の赤字国債額は間違ひなく達成されると政府は誇示しております。しかし、その裏、帳じり合わせのために一般会計負担分を特別会計や地方財政へ肩がわりさせ、臨時に繰り延べるなどの措置をとってまいりました。五十七年度以降、こうした歳出削減措置によるいわゆる隠れ借金には実に二十六兆円にも上っているのです。このような国民の目を糊塗するがごとき財政運営を改めるべきであり、少なくとも、これらの隠れ借金についてどのように措置されるのか明確にすべきであります。

第二に、国債費の定率繰り入れ停止問題でございませう。

八年連続して、平成元年度も国債費の定率繰り入れを停止しようとしております。停止額の累計は十五兆円を上回り、減債財源が不足しているため、借換債の発行やN T T株式の売却益収入という臨時収入に依存しております。今後減債制度をどのように維持されるのか全く説明されていないことは極めて遺憾であります。再建計画を策定し、健全な財政運営を図るべきであります。

最後に、消費税について申し上げます。

国民の反対する大型間接税は導入しないという中曽根元首相の選挙公約を破って、政府・自民党が強行成立させた消費税は、リクルート疑獄と相まって国民の政治不信を増大させました。消費税導入の際に竹下前首相が示した九つの懸念は、今や懸念ではなくて現実のものとなり、国民の怒りは爆発しております。

我々は、消費税を即時撤廃して、総合課税の確立、企業の土地の含み益への課税、企業、医師、個人企業の特例措置の見直しなど、改めて不公平税制の是正からやり直すことを強く主張して、反対討論を終わります。(拍手)

○中西委員長 安倍基雄君。

○安倍(基)委員 私は、民社党・民主連合を代表し、ただいま議題となりました平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案並びに同修正案について、反対の立場から討論を行うものであります。

反対の第一の理由は、我々が強く反対した公約違反の審議不十分な消費税の導入を柱とした税制改革を容認している点であります。拙速に導入された消費税は各方面で混乱を引き起こしております。年金生活者、低所得者層等社会的弱者にしか寄せが行われ、転嫁力の弱い中小企業については第二事業税となるおそれのある欠陥に満ちた消費税を抜本的にやり直すよう強く求めるものであります。

他方、昭和六十一年末から六十二年末には土地と株の資産は五百兆円も増加しているのに、資産に対する課税が取り上げられておりません。資産課税をおろそかにした消費税の導入は、富の格差をますます増大させることと云えまじやう。

反対の第二の理由は、財政再建の見通しが確立されていないこととあります。赤字国債の繰り入れが立ったとしても、国債残高は依然として巨額であり、財政を逼迫させております。平成元年度末の国債残高はおよそ六百六十二兆円と、GNPの実に四一・五％に達する見込みであり、また、国債関係費は十一兆六千六百四十九億円で、本年度予算一般会計の一九・三％を占めるに至っております。こうした実情であるにもかかわらず、行政改革はまだ十分ではなく、また、支出についても納税者の目で厳しいチェックが行われておりません。政府は、速やかに財政再建の中期計画を策定すべきであります。

反対の第三の理由は、国債整理基金への定率繰り入れ停止、政府管掌健康保険の国庫負担繰り延べ等、本来顕在化すべき国の債務を隠した形での財源のつじつま合わせをしていることとあります。現在、こうした顕在化されない債務は二十六兆円にも上っております。その他、厚生年金の国庫負担繰り延べ、国民年金特別会計への繰り入れ平準化等、とりわけ福祉にしろ寄せを及ぼす措置が講じられております。こうした隠された債務は、早急に返済させなければなりません。

また、一方、最近において自然増収が多額に上るようになり、税収の見積もりが甚だ不正確なことも問題であります。税収の見積もり方法の見直しも必要であります。

反対の第四の理由は、財政再建に関連し、例えば、公共事業の受益者負担の原則、中央地方を通じての事務配分の見直し、財源の再配分等の基本的問題が見逃されていくこととあります。国の債務累積は、一方において国の負担すべき経費が増大していく反面、その財源が限られていること、地方税収がごく一部の自治体に集中していること、中央と地方との事務が重複していること等に起因しております。政府はこうした基本問題を正面から取り上げるべきであります。

以上をもって私の反対討論を終わります。(拍手)

○中西委員長 矢島恒夫君。

○矢島委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び同修正案に対して反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、本案が消費税導入など、国民犠牲予算の財源対策を図ることを内容としているからであります。消費税反対、消費税廃止の国民世論は、四月一日実施後さらに高まり、マスコミの世論調査では八〇％台にも達しており、こうした国民世論にこたえ、消費税は廃止するしかないのであります。

さらに八九年政府予算は、アメリカの核戦略に追随したGNP一％連続突破の歯どめなき大軍拡の推進、民活の名による大企業関連支出の拡大の反面、福祉、教育など国民生活関連予算を厳しく抑え込み、輸入自由化や構造調整など農業、中小企業などを切り捨て、破綻に追い込もうとするものであります。かかる反国民的な政府予算、施策のための財源確保策は断じて認められるものではありません。

第二は、当面を糊塗する安易な財源確保策に終始し、財政危機を一層加速、深刻化させるものであることとあります。

今なすべきは、歳出面では軍事費の異常突出や大企業率仕の不要不急経費に徹底したメスを入れ、また大企業に対し低金利の国債借入れを求め国債費を軽減すること、歳入面では消費税を廃止し、大企業、大資産家優遇の不公平税制の抜本是正を行うなど、国民本位の財源確保策こそとるべきであります。

しかるに政府は、一兆三千三百十億円の赤字国債を新たに増発するとした上、八年連続の国債整理基金定率繰り入れ停止措置、五年連続の政管

健保国庫補助繰り入れ額削減を行うとして、いまこれら特別措置による隠れ国債は、政府資料によつても総額二十六兆円を超えており、五兆四千四百一十一億円の借換債の大量発行とあわせ、財政危機の重圧を二十一世紀に向け永続化させるものにはなりません。

かかる諸施策は、新規財源債収入を国債費が上回るサラ金財政とも言える今日の財政危機を引き起こした政府・自民党、財界の責任と根本原因を棚上げし、全く責任のない国民に肩がわりさせ、乗り切ろうとするものにはならないのであります。

最後に、圧倒的多数の国民世論を無視し、リクルート疑惑に汚染された政府・自民党によつて強行された消費税を直ちに廃止することを重ねて強く要求します。そうでなければ、衆議院を解散し、総選挙によつて国民の信を問うべきであります。このことを申し上げて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○中西委員長 これにて討論は終局いたしました。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○中西委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決された修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○中西委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

平成元年六月二十九日印刷

本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。安倍基雄君。

○安倍基雄委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしました。案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 我が国経済の着実な発展と国民生活の安定・向上を図るためには、引き続き行財政の改革を強力に推進し、財政の対応力の回復を図ることが緊要であり、歳入歳出両面において制度改革を含め、さらに徹底した見直しに取り組むとともに、特例公債依存体質脱却後の財政運営の在り方について今後鋭意検討を進め、財政改革に引き続き努めること。

一 今後とも公債の償還に支障なきよう、所要の財源の確保に努め、もつて公債に対する国民の信頼の保持に万全を期するとともに、日本電信電話株式会社の株式売却収入の社会資本整備への活用に当たっては、国債整理基金の円滑な運営に支障が生じないよう十分留意すること。

一 現下の内外経済情勢にかんがみ、均衡かつ調和ある経済発展を図るため、引き続き適切かつ機動的な財政・金融政策の運営に努めること。

一 為替相場の我が国経済に与える影響が極めて大きいことにかんがみ、今後とも各国との政策協調等を通じて、安定した為替相場の実現に努めること。

以上であります。

何とぞ御賛成を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

平成元年六月三十日発行

○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。村山大蔵大臣。

○村山国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして配慮してまいります。

○中西委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中西委員長 次回は、来る二十一日水曜日午前九時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する修正案

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「平成元年四月一日」を「公布の日」に改める。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局